

七飯町パークゴルフ場（七飯コース・大中山コース）

指定管理者公募要項

令和4年 8月

七 飯 町

目 次

1	指定管理者の公募	3
2	対象施設の概要	3
3	指定管理者が行う業務	4
	(1) パークゴルフ場の管理に関する業務	4
	(2) その他の業務	4
	(3) 開場期間・利用時間・休館日	5
4	指定期間	5
5	管理方針及び基準	5
	(1) 管理方針	5
	(2) 管理基準	5
6	公募の手続き	6
	(1) 指定管理者の公募及び選定スケジュール（予定）	6
	(2) 指定管理者の公募手続き	6
7	応 募	7
	(1) 応募資格	7
	(2) 応募者の制限	7
	(3) グループ応募	7
	(4) 応募登録の申込み	7
8	質 疑	8
	(1) 質疑書受付	8
	(2) 質疑に対する回答	9
9	指定申請書類	9
	(1) 指定申請書類の受付	9
	(2) 指定申請書の種類	9
	(3) 指定申請書等作成時の注意点	9
	(4) 事業計画書の記載内容	9
	(5) 事業提案書の記載内容	10
	(6) 収支計画書の記載内容	11

10	管理にかかる経費	11
	(1) 町が支払う経費	11
	(2) 指定管理者の収入	12
11	選定	12
	(1) 選定方法	12
	(2) 選定基準	12
	(3) 指定管理者の候補者の選定と通知	12
	(4) 候補者の責務	12
12	協定	12
	(1) 基本的な考え方	12
	(2) 協定内容	13
	(3) 協定の解除	13
	(4) 管理業務の引き継ぎ	13
13	事業報告・事業評価	13
	(1) 事業報告	13
	(2) 事業評価	14
	(3) 是正勧告	14
14	関係法令の遵守	15
15	指定取消等	15
	(1) 事業の継続が困難となった場合の措置	15
	(2) その他	15
16	申込書類の提出先	15
	(1) 様式及び資料のダウンロードについて	16
	別記様式第1号	17
	別記様式第2号	18
	別記様式第2号の2	19
	別記様式第3号	20
	別記様式第4号	21
	別記様式第5号	22

1 指定管理者の公募

多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、「公の施設」の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上とともに、経費の節減等を図ることを目的に、平成15年6月に地方自治法（以下「法」という）が一部改正され、指定管理者制度が導入されました。

指定管理者制度は、従来の管理委託制度とは異なり、地方公共団体の出資法人や公共団体に限らず、民間事業者も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者となることができます。

このたび、七飯町パークゴルフ場（七飯コース・大中山コース）の指定管理者の指定にあたり、両施設を一括で管理していただく団体を募集します。

2 対象施設の概要

(1) 名称

- ① 七飯町パークゴルフ場 七飯コース（愛称 七飯パークゴルフ場）
- ② 七飯町パークゴルフ場 大中山コース（愛称 パーク大中山）

(2) 所在地

- ① 七飯コース 亀田郡七飯町本町2丁目140番地1
- ② 大中山コース 亀田郡七飯町大川11丁目347番地1

(3) 敷地面積

- ① 七飯コース 19,644.00㎡
- ② 大中山コース 21,407.00㎡

(4) 構造・面積

- | | | | |
|----------|--------------|---------|----|
| ① 七飯コース | 管理棟 | 11.00㎡ | 木造 |
| | 東屋（休憩施設） | 59.60㎡ | 木造 |
| ② 大中山コース | 管理棟 | 12.62㎡ | 木造 |
| | クラブハウス（休憩施設） | 100.00㎡ | 木造 |

(5) 施設内容

- ① 七飯コース
 - ア ホール数 18ホール
 - イ 休憩施設（約40名収容）
 - ウ トイレ3棟
 - エ 倉庫
 - オ 駐車場
- ② 大中山コース
 - ア ホール数 18ホール
 - イ 休憩施設（約70名収容）
 - ウ 倉庫

エ 駐車場

- (6) 施設配置図 別紙のとおり
- (7) 管理経費の詳細 別紙のとおり
- (8) 町からの貸付備品 別紙のとおり

3 指定管理者が行う業務

七飯町パークゴルフ場七飯コース及び大中山コース（以下「パークゴルフ場」という）について指定管理者が行う業務は次のとおりです。

(1) パークゴルフ場の管理に関する業務

① パークゴルフ場の管理に関する業務

パークゴルフ場の設備、環境が適正に管理されているかを確認するため、場内を随時点検するとともに、清潔、美観の維持に努めてください。

また、以下の業務は指定管理者が自ら、または専門業者に依頼し実施することとします。

- a 場内の清掃等
 - ・ パークゴルフ場内の管理棟や休憩施設の清掃を休場日以外は毎日行う。
 - ・ コース等の清掃により美観の維持に努める。
 - b 芝などの管理等
 - ・ 利用者が快適にプレーできるよう、芝などは常に良好な状態に維持する。
 - ・ パークゴルフ場内の立木等は適切な管理を行い美観の維持に努めるとともに、利用者に危害が及ぶようなことがないように常に点検し、必要な場合は処置を行う。
 - c ごみ処理業務
 - ・ 場内から排出される廃棄物を適正に処理する。
 - d 施設・設備の修繕
 - ・ 1件あたり10万円未満の小規模修繕は指定管理者が行うものとし、これ以外の修繕は町が行うものとする。
- ##### ② パークゴルフ場の利用の許可及び制限に関する業務
- a 施設の利用の許可及び制限に関する業務。
 - b 利用許可等窓口に関する業務
 - c 利用者数の把握、入退場の管理等の業務
 - d その他、利用者に対する対応の業務
- ##### ③ パークゴルフ場の利用料の徴収、減額・免除及び返還に関する業務
- a 利用料の収納等に関する業務
- ##### ④ 前各号に掲げるものの他、教育委員会が定める業務

2) その他の業務

- ① 事業計画書及び収支予算書の作成

- ② 月次報告書の作成
- ③ 事業報告書の作成
- ④ 事故報告書の作成
- ⑤ その他報告書の作成
- ⑥ 町等関係機関との連絡調整
- ⑦ 自己評価の実施
- ⑧ 指定期間終了にあたっての引継業務
- ⑨ その他日常業務の調整

(3) 開場期間・利用時間・休場日

- ア 開場期間 5月1日から10月31日まで
- イ 利用時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 休場日 開場期間内は両コースとも無休

※ ただし、教育委員会または指定管理者が必要と認めるときは、開場期間の変更および利用時間を延長、短縮し、または臨時に休場することができます。(例：悪天候やコース管理上の理由による場合など)

4 指定期間

指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）を予定しています。ただし、この期間は議会の議決により決定することになりますので留意してください。

5 管理方針及び基準

(1) 管理方針

- ① 地域住民の平等な利用の確保
- ② パークゴルフ場の効用の最大限発揮
- ③ パークゴルフ場の管理経費の縮減
- ④ パークゴルフ場の良好な維持管理保全
- ⑤ 地域住民へのサービスの向上
- ⑥ パークゴルフ場利用者の安全確保
- ⑦ 地域経済への貢献

(2) 管理基準

- ① 関係法令及び条例の規定を遵守すること
- ② 施設設備等の管理を適切に行うこと

- ③ 業務に関連して取得した利用者個人に関する情報を適切に取り扱うこと（個人情報取扱要綱を定める等、必要な措置を講ずることなどを指します）
- ④ 環境に配慮したパークゴルフ場の管理を行うこと
- ⑤ 自己評価を実施し、その結果を業務に反映させること
- ⑥ 管理の基準に関することは、協議のうえ協定で定めることとします

6 公募の手続き

(1) 指定管理者の募集及び選定スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ① 公募要項の配布 | 令和4年8月1日（月）～8月12日（金） |
| ② 公募説明会の開催 | 8月15日（月） |
| ③ 応募登録の申込及び質疑受付 | 8月15日（月）～8月22日（月） |
| ④ 質疑に関する回答 | 8月29日（月） |
| ⑤ 指定申請書類の受付締切り | 9月26日（月） |
| ⑥ 指定申請書類の審査・ヒアリング | 10月3日（月）～10月7日（金） |
| ⑦ 候補者選定結果の通知 | 10月14日（金） |
| ⑧ 指定管理者の指定及び協定締結 | 12月下旬～翌年3月上旬 |
| ⑨ 管理運営業務の引き継ぎ | 協定締結後～3月31日（金） |

(2) 指定管理者の公募手続き

① 公募要項の配布

公募要項を令和4年8月1日（月）から8月12日（金）の平日に配布します。

ア 配布場所：七飯町教育委員会 スポーツ振興課 スポーツ振興係（電話65-4116）

イ 配布時間：午前8時30分～午後5時15分

② 公募説明会の開催

公募要項に関する説明会を開催しますので、参加を希望する場合は、説明会参加申込書（別記様式第1号）に必要事項を記入し、8月12日（金）午後5時15分までに下記の申込み先まで持参してください。

なお、応募する場合は、公募説明会に必ず出席をお願いします。

ア 開催日時：令和4年8月15日（月）午前11時から

イ 開催場所：七飯町役場202会議室

ウ 参加人数：各団体2名までとします。

エ 申込み先：七飯町教育委員会 スポーツ振興課 スポーツ振興係（電話65-4116）

受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

7 応 募

(1) 応募資格

町内の、法人その他の団体（以下「団体」という）で、指定管理者としてふさわしい信用力、資力、経営力及び企画力等を備えている者（個人での応募は不可）。

(2) 応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることができません。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により本町における一般競争入札等参加を制限されている者
- ④ 当該団体の責めに帰すべき事由により町又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない者
- ⑤ 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人。
ただし、アに掲げる者にあつては、町が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。
ア 町長
イ 町議会議員
- ⑥ 法人税、消費税、地方消費税、道税及び市町村税を滞納している者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

(3) グループ応募

単独の団体が、本要項「3 指定管理者が行う業務」についてサービスの向上又は効率的管理を図るうえで必要な場合は、グループで応募することができます（以下「グループ応募」という）。この場合には、代表団体が申し込み手続きを行ってください（他の団体は構成団体とします）。

- ① 複数応募の禁止
本施設に単独で応募した団体は、本施設のグループ応募の構成員となることはできません。
また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。
- ② 構成員の変更
応募登録後の代表団体及び構成団体の変更は認められません。

(4) 応募登録の申込み

パークゴルフ場の管理業務について応募の登録をしようとする者は、応募登録申込書（別記様式第2号）に必要事項を記入し、次の提出書類とあわせて、下記の受付場所まで持参のうえ提出してください（郵送不可）。教育委員会は登録申込事項を審査し、その結果をすべての登録申込

者（グループ応募の場合は代表団体）に通知します。応募登録を認められた者に対しては、応募登録通知書を送付します。

なお、応募に関して必要となる費用はすべて登録申込者の負担とします。また、申し込みができるのは公募説明会に参加した者に限ります。

- ① 受付期間：令和4年8月15日（月）～8月22日（月）
午前8時30分～午後5時15分
- ② 受付場所：七飯町教育委員会 スポーツ振興課 スポーツ振興係（電話65-4116）
- ③ 登録事項：団体の名称等
- ④ 提出書類：2部（原本1部、コピー1部）。グループ応募の場合、構成団体分もあわせて提出してください。提出いただいた書類は返却しません。また、本件審査以外に使用しません。
 - ア 指定管理者応募登録申込書（別記様式第2号）
 - イ 委任状（別記様式第2号の2、グループ応募の場合のみ）
 - ウ 事業者に関する書類
 - a 団体の概要がわかるもの（定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類）
 - b 令和4年度の事業計画書及び前年度の事業報告書
 - c 役員の名簿及び履歴を記載した書類
 - d 人員表（各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常用従業員数）
 - e 法人にあつては、
 - ・登記事項証明書・印鑑証明前事業年度の、
 - ・貸借対照表・損益計算表（販売費及び一般管理費の明細つき）、減価償却明細書過去3か年の、
 - ・法人税納税証明書、消費税納税証明書及び道税・市町村税納税証明書（公募要項の配布開始日以降に交付されたもの）
 - f その他の団体にあつては、
 - ・令和4年度の収支予算書及び前年度の収支決算書
 - ・団体の代表の身分証明書
 - g 指定管理者申請資格申立書（別記様式第3号）

8 質 疑

（1）質疑書受付

登録申込書を提出した者に対し、公募要項の内容に関して、以下のとおり質疑を受け付けます。

- ① 受付期間：令和4年8月15日（月）～8月22日（月）
午前8時30分～午後5時15分
- ② 受付場所：七飯町教育委員会 スポーツ振興課 スポーツ振興係（電話65-4116）
- ③ 受付方法：質疑要旨を簡潔にまとめ記入し、受付場所まで持参若しくは事前に連絡のうえ、

FAX（0138-65-1038）にて提出してください（郵送不可）。なお、グループ応募の場合は代表団体がとりまとめのうえ、質疑を行うようにしてください。

（２）質疑に対する回答

質疑に対する回答は、質疑回答集としてまとめたうえ、登録申込者にお渡しします（８月２９日（月）予定）。なお、質疑回答集は、公募要項の追加又は修正とみなします。

９ 指定申請書類

（１）指定申請書類の受付

応募登録者から、指定申請に必要な書類を受け付けますので、持参提出してください。

なお、代理人による提出は認めません（グループ応募の場合は、代表団体に限りません）。

指定申請にかかる費用は、全て応募登録者の負担とします。

- ① 受付期間：令和４年８月１５日（月）～９月２６日（月）
- ② 受付場所：七飯町教育委員会 スポーツ振興課 スポーツ振興係（電話６５－４１１６）
- ③ 提出方法：指定申請書類を受付場所まで持参してください（郵送不可）。
- ④ 教育委員会は、指定申請者に指定管理者指定申請受理書を交付します。
- ⑤ 申請１団体（グループ）につき、提案は１案とします。
- ⑥ 指定申請書提出後の修正及び追加は認めません。
- ⑦ 指定申請書提出時に、説明を求める場合があります。

（２）指定申請書の種類

指定申請に必要な書類は以下のとおりです。様式については、この募集要項とは別の「指定管理者応募等様式集」（以下「様式集」といいます。）にあります。なお、②については適宜作成ください。

- ① 指定管理者指定申請書
- ② グループ応募構成届（グループ応募の場合のみ）
- ③ 管理に係る事業計画書
- ④ 管理に係る事業提案書
- ⑤ 管理に係る収支計画書

（３）指定申請書等作成時の注意点

- ① 各様式とも、簡潔に要点が良くわかるように作成してください。
- ② 事業計画、提案書等はA４版で作成してください。

（４）事業計画書の記載内容

パークゴルフ場の管理方針及び基準（５・６ページ 管理方針及び基準）に基づき、以下の項目について、パークゴルフ場の管理及びサービスの提供を実現するための事業計画を具体的に記

載してください。(様式2及び2-①から2-⑩)

- ① パークゴルフ場の管理業務を行っていく上での基本方針
 - ア 申込の動機や、施設の管理に当たっての総合的な基本方針と達成目標(具体的な活用方針)
- ② パークゴルフ場の平等利用の確保
 - ア 利用者への公平・中立な対応についての考え方
 - イ 障害者への配慮・対応への基本方針
- ③ パークゴルフ場の効果的管理と経費縮減
 - ア 施設の効果的管理と効率化の具体的方策
 - イ 収入確保、コスト削減等の経営方針、職員配置計画などについて
- ④ パークゴルフ場の管理体制
 - ア 管理体制及び安定的なサービス供給能力
パークゴルフ場の管理業務を実施するための組織図を示してください。その中に各職員の雇用形態(常勤・非常勤の別。確定していない場合には現時点で想定して記載)、それぞれの職員の勤務体制(勤務時間、休日設定など)、緊急事態への対応を明示してください。また、それぞれの職種ごとに行う業務内容、必要な職能(資格、技能、経験)等や、この組織がパークゴルフ場の管理を行っていく上で、優れている点を明示してください。
 - イ リスク管理の方策
団体の管理上発生する損害等のリスクに対する備えがあれば示してください
 - ウ 職員の人材育成
職員の資質向上のための研修など、人材育成の考え方や具体策について示してください。
- ⑤ サービスの向上のため利用者の声が反映される方策
 - ア 利用者に向けた新たなサービスの実現や、利用者からの意見要望などを反映させる具体的方策。また、苦情に対する対応の基本的考え方や、定期的な自己評価
- ⑥ 緊急時の対応
 - ア 利用者の安全を確保する対策
- ⑦ 個人情報保護
 - ア 個人情報保護に関する考え方と情報管理体制
- ⑧ 環境保護や福祉に対する取組み
 - ア 環境に配慮した取組み実績
 - イ 障害者雇用など福祉対策についての取組みと実績
- ⑨ 団体の社会貢献活動
 - ア 地域活動との関わりや地域に対する貢献などについて取組みと実績

(5) 自主事業提案書の記載内容

以下の項目について、パークゴルフ場の利用者へのサービスに関する提案を具体的に記載してください。(様式集の様式3及び3-①)

- ① サービス向上を実現するための提案
特に独自性があると思われる点や創意工夫、パークゴルフ場の利用者に提供できる新たなサ

ービスの他、セールスポイント等があれば提案してください。

ア スポーツ・レクリエーションの普及という視点に立った具体的な提案

イ パークゴルフ場の利用者の利便性向上への具体的な取り組み

ウ パークゴルフ場の利用率の向上に関する考え方の提案

エ パークゴルフ場の利用時間（開場時間）についての提案

※ 利用時間の基準については、条例で定められていますが、条例を改正することにより変更することも可能です（条例改正については、議会の議決が必要です）ので、その点も考慮に入れてください。

（6）収支計画書の記載内容

収支計画書（様式集の様式4-①から4-③）の作成にあたっては、パークゴルフ場の管理業務について、令和5年度～令和8年度における各年度の収支計画を主な収入・支出項目に区分して示してください。また、収支計画の積算内訳についても示してください（様式自由。A4版とします）。

なお、管理業務の内容及び費用については、指定申請者が提案した収支計画書に基づき、町と指定管理者で調整の上、毎年度更新することとします。

10 管理にかかる経費

パークゴルフ場は、地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制度を採用しますので、利用料金は指定管理者の収入とすることができます。

また、町が支払う管理に要する経費（指定管理料）、預貯金からの利息収入を自らの収入とすることができます。

（1）町が支払う経費

① 利用料金は、条例に規定する範囲内で教育委員会の承認を得て、指定管理者が決めることができます。

② 町が指定管理者に支払う経費の上限は、年間10,469千円（消費税込）とします。なお、精算はいたしません。

③ 経費の支払方法

指定期間内の会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに予算の範囲内で支払います。

なお、具体的な支払時期や方法は協定にて定めます。

④ 町が支払う経費に含まれるもの

ア 人件費

イ 管理費（事務費、光熱水費、消耗品等）

ウ その他の経費（原材料費等）

(2) 指定管理者の収入

① 指定管理者の収入として見込まれるもの

- ア 町からの委託料
- イ 管理に係る収入（施設利用料金収入など）
- ウ 自主事業収入
- エ 自動販売機売上手数料
- オ 雑収入

② 会計処理

- ア 収入及び支出は、独立の会計を設け、団体の他の会計と区別をして経理してください。また、指定管理者自体の口座とは別の口座で管理してください。

11 選 定

(1) 選定方法

指定申請書の審査は、町職員による選定委員会で行い、指定管理者の候補者（以下「候補者」という）を選定します。また、必要に応じて、選定委員会によるヒアリングを実施します。

(2) 選定基準

選定委員会は、申請内容と教育委員会が示す管理方針及び管理基準等の条件との適合性等を総合的に審査します。

(3) 指定管理者の候補者の選定と通知

指定申請書の選定結果を基に、候補者を選定します。また、選定結果通知は、指定申請者へ郵送にて行います。なお、グループで応募された場合は、グループの代表団体宛に郵送します。

(4) 候補者の責務

選定の結果、候補者となった者は、申請内容を実現する責務を有するものとします。

12 協 定

(1) 基本的な考え方

- ① 教育委員会は候補者決定後、必要に応じて候補者の申請に対し申請内容の趣旨を変更しない範囲で修正を求めることができることとし、候補者は、その修正に応じなければならないものとします。
- ② 議会の議決をもって指定管理者を指定し、教育委員会は指定管理者と協定を締結します。

(12月下旬～翌年3月上旬)。なお、年度協定は各年4月1日に締結します。

③ 教育委員会は協定締結までの間に、指定管理者が次の項目への該当が判明した場合は、協定を締結しないことができることとします。

ア 公募要項に違反又は著しく逸脱した場合

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む)の規定により本町における一般競争入札等参加を制限された場合

ウ 当該団体の責めに帰すべき事由により町又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消された場合

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者となった場合

オ その他不正な行為をした場合

(2) 協定内容

- ① 指定期間に関する事項
- ② 利用の許可等に関する事項
- ③ 事業計画書に記載された事項
- ④ 事業提案書に記載された事項
- ⑤ 利用料金等に関する事項
- ⑥ 当町が支払うべき経費に関する事項
- ⑦ 減免の取り扱いに関する事項
- ⑧ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報に関する事項
- ⑨ 事業報告に関する事項
- ⑩ 事業評価に関する事項
- ⑪ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑫ その他教育委員会が必要と認める事項

(3) 協定の解除

協定締結後、指定管理者が提案内容を実現しなかった場合、及び相当期間内に実現する見込みがないと教育委員会が判断した場合、教育委員会は協定を一方的に解除できることとします。

(4) 管理業務の引き継ぎ

パークゴルフ場の管理に関し、教育委員会と指定管理者との間で、協定に基づく管理業務の引き継ぎを行います。(協定締結後～3月31日(金))

13 事業報告・事業評価

(1) 事業報告

- ① 事業計画書・収支計画書

指定管理者は、年度のはじめに事業計画書・収支計画書を提出することとします。

- ② 月次報告書

指定管理者は、その管理における経費の支出及び収入の実績について、毎月月次報告書を作成し、翌月10日までに教育委員会に提出することとします。

③ 事業報告書

指定管理者は、一事業年度が終了するごとに、パークゴルフ場の管理業務について、当該年度の事業の内容を報告する書類を速やかに提出することとします。

④ 事故報告書

指定管理者は、万一事故等が起こった場合は、事故報告書により速やかに教育委員会に報告を行うこととします。詳細については協議により協定書にて定めます。

⑤ その他の報告（作業予定書・業務報告書等）

教育委員会は指定管理者に対し、その管理業務に関して、定期に又は必要に応じて報告を求めることができることとします。

⑥ 連絡調整会議

指定管理者は、教育委員会及び関係機関と毎月一回程度連絡調整会議を開催することとします。出席者、内容等の詳細については協議により協定書にて定めます。

⑦ 自己評価の実施

ア 指定管理者は利用者等に対し聴き取り等のモニタリングを行い、パークゴルフ場の管理に関する自己評価を実施することとします。回数・内容等の詳細については、協定書にて定めます。

イ 自己評価の結果を管理業務に反映させるように努めることとします。

ウ 自己評価の結果及び管理業務への反映状況について、教育委員会に対して報告していただきます。

⑧ 報告様式

指定管理者が行う報告書等の様式については、協定書にて定めます。

（2）事業評価

教育委員会は指定期間中に提出された報告書等に基づき、事業評価を実施します。評価項目については、協定書にて定めます。

（3）是正勧告

事業評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行います。その後、当該勧告となった事項に改善が見られなければ、教育委員会は指定管理者に対する支払額の減額又は指定管理者への指定の取り消し等の措置を行う場合があります。

14 関係法令の遵守

申請及び協定の実施に当たっては、指定管理者自らの責任において関係法令等を十分調査し、遵守することとします。特に法や七飯町パークゴルフ条例の他、以下のことに気をつけてください。

※ 七飯町個人情報保護条例

七飯町では個人情報を保護するため、その適正な取り扱いに関し必要な事項及び保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を条例（七飯町個人情報保護条例）で定めることにより、個人の権利利益を保護し、かつ、町政の公正で適正な運営を図っています。本条例第12条に、個人情報を扱う事務の委託を受けた者の個人情報保護に関する義務が規定されており、指定管理者制度においても同条の規定を適用します。

15 指定取消等

（1）事業の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責に帰すべき事由による場合

ア 指定管理者の責に帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、教育委員会は指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は、町に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なくパークゴルフ場の管理業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

② 当事者の責に帰すことのできない事由による場合

ア 不可抗力等、町及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

（2）その他

① 教育委員会と指定管理者は、協定書の解釈について疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、誠意をもって協議を行い、協議が整わない場合は、協定書に定める具体的措置に従うものとします。

② 応募者は、この公募要項を熟読し、遵守してください。

③ 応募者は、選定後、この公募要項等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

16 申込書類の提出先

七飯町教育委員会 スポーツ振興課 スポーツ振興係

住所 〒041-1111 亀田郡七飯町本町5丁目6番1号

電話 0138(65)4116

(1) 様式及び資料のダウンロードについて

この公募要項、様式及び資料は、町のホームページからダウンロードすることができます。

七飯町ホームページ：<http://www.town.nanae.hokkaido.jp>

別記様式第1号

指定管理者公募説明会参加申込書

令和 年 月 日

七飯町教育委員会様

申込者 住所
氏名
電話

㊟

次のとおり指定管理者公募説明会へ参加します。

記

公の施設名	七飯町パークゴルフ場（七飯コース、大中山コース）
-------	--------------------------

指定管理者応募登録申込書

令和 年 月 日

七飯町教育委員会様

申込者 住所
氏名

㊟

電話

次のとおり指定管理者応募登録の申込をいたします。

記

公の施設名	七飯町パークゴルフ場（七飯コース、大中山コース）
団体名 (グループ応募の場合はグループ名を記載してください)	

添付書類

- ① 委任状（別記様式第2号の2、グループ応募の場合のみ）
- ② 事業者に関する書類
 - ア 団体の概要がわかるもの（定款、寄付行為規則その他これらに類する書類）
 - イ 令和4年度の事業計画書及び過去2か年の事業報告書
 - ウ 役員の名簿及び履歴を記載した書類
 - エ 人員表（各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常用従業員数）
 - オ 法人にあつては、
 - ・ 登記事項証明書、印鑑証明
 - 前事業年度の
 - ・ 貸借対照表
 - ・ 損益計算表（販売費及び一般管理費の明細つき）、減価償却明細書
 - 過去3か年の
 - ・ 法人税納税証明書、消費税納税証明書及び道税・市町村税納税証明書
 - カ ・ その他の団体にあつては、
 - ・ 令和4年度の収支予算書及び過去2か年の収支決算書
 - ・ 団体の代表の身分証明書
 - キ ・ 指定管理者申請資格申立書（別記様式第3号）

委 任 状

令和 年 月 日

七 飯 町 教 育 委 員 会 様

申込者 住所
氏名 ④
電話

次のとおり指定管理者応募登録の申込に当たり、グループ応募いたしますので、代表者に全ての権限を委任します。

記

公の施設名	七飯町パークゴルフ場（七飯コース、大中山コース）	
グループ代表者	住 所 氏 名 電 話	④
グループ関係者	1 住 所 氏 名 電 話	④
	2 住 所 氏 名 電 話	④
	3 住 所 氏 名 電 話	④

別記様式第3号

指定管理者申請資格申立書

令和 年 月 日

七飯町教育委員会様

住 所 _____
申請者 名 称 _____
代表者職氏名 _____ ㊟
電 話 番 号 _____

七飯町パークゴルフ場（七飯コース、大中山コース）の指定管理者の募集に係る申請書類について、下記のとおり申し立てします。

記

- 以下の事項のいずれにも該当しない。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）に規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されているもの
 - (2) 町長又は町議会議員が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人。ただし、町長にあっては、町が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。
 - (3) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又はそれらの利益となる活動を行うもの
- 国税及び地方税の納税義務がない。
(理由)

※該当する項目にレ点を記入すること。

指定管理者応募登録通知書

令和 年 月 日

_____様

七飯町教育委員会

令和 年 月 日付の応募登録申込について審査した結果、貴方を登録しましたので通知します。

令和 年 月 日付の応募登録申込について審査した結果、残念ながら登録できませんので通知します。

公の施設名	七飯町パークゴルフ場（七飯コース、大中山コース）
登録できなかった理由	

指定管理者指定申請受理書

令和 年 月 日

_____様

七飯町教育委員会

令和 年 月 日付指定管理者の指定申請について、受理しましたので通知します。

記

公の施設名	七飯町パークゴルフ場（七飯コース、大中山コース）
-------	--------------------------